

第 1 章

2021 年度（令和 3 年度） 実態調査報告書概要

第1章 2021年度（令和3年度）実態調査報告書概要

1 調査概要

（1）調査の目的

全国公共図書館協議会では、2021年度（令和3年度）・2022年度（令和4年度）の2か年で「公立図書館における読書バリアフリー」に関する調査研究に取り組んでおり、2021年度（令和3年度）は、全国の公立図書館を対象に実態調査を行った。

日本の公立図書館における障害者サービスは、全国的にも格差が大きく、十分なサービスが行われているとは言えない状況である。国立国会図書館が平成30年に公開した『公共図書館における障害者サービスに関する調査研究』においても、基本的なサービスを行っている館が少ないこと、サービスを実施していても利用実績が伴っていないこと等が課題として挙げられている。今回の調査は、国立国会図書館の調査結果や近年の法改正等の環境変化を踏まえ、全国の公立図書館における障害者サービスの実態を把握するとともに、現状を分析し、課題等を整理することにより、今後の公立図書館における障害者サービスのより良い発展に資することを目的としたものである。

（2）調査対象

図書館法第2条第2項の地方公共団体（以下、「自治体」という）が設置する公立図書館を対象とした。自治体において図書館を複数設置している場合は、自治体内の全ての館の内容をとりまとめ、分館等のサービス実態も踏まえた回答として、1自治体1館の回答としている。

表 1.1 調査票の回収状況

区分	図書館設置自治体数	回答自治体数	無回答数	回収率
都道府県	47	47	0	100.0%
市区町村	1,346	1,343	3	99.8%
計	1,393	1,390	3	99.8%

（3）調査内容

障害者サービスについて、（1）図書館基本情報、（2）蔵書・資料製作、（3）サービス、（4）施設・設備、（5）その他の実施状況を調査した。設問で特別の指示がある場合を除き、調査時点は令和2年度末現在の状況、実績とした。新型コロナウイルス感染症の影響を受けたと思われるサービス等の実績については、関連する回答欄を設ける等の配慮をした。

2 障害者サービスの体制

専ら障害者サービスのみを担当する課や係があると回答した図書館は、都道府県立図書館（以下、「都道府県」という）で8.5%、市区町村立図書館（以下、「市区町村」という）で5.5%だった。

都道府県の障害者サービスを担当する職員数は、「1人」の図書館が25.5%を占め、「2人」「4～6人」がそれぞれ17.0%と続く。一方、市区町村の障害者サービスを担当する職員数は、「0人」の図書館が31.6%を占め、次いで「4～6人」が12.4%だった。障害者サービスを担当する職員は、都道府県、市区町村とも「兼任」が約8割を占め、次いで「専任」、「臨時職員・その他」だった。

令和2年度の障害者サービス予算は、「0円」が都道府県約3割、市区町村約6割を占め最も多い。

次いで、都道府県は「100万以上 500万円未満」、市区町村は「10万以上 50万円未満」「10万円未満」と続く。

3 障害者サービスの実態

(1) 蔵書・資料製作

都道府県、市区町村とも、「大活字本（市販）」の所蔵館数は9割を超える。このほか、「点字つき絵本」「点字資料・点訳絵本（冊子）」は、都道府県、市区町村とも所蔵率が高くなっているが、都道府県では所蔵率の高い「LLブック」「音声デジター」「マルチメディアデジター」「布の絵本」は、市区町村での所蔵率が相対的に低くなっており、差が見られる。また、全体的に都道府県の方が平均所蔵数は多い。

自館で製作をしている資料については、都道府県、市区町村とも「音声デジター」が最も多い。都道府県では、次いで「カセットテープ」が多いが、市区町村では「布の絵本」が続く。

ただし、障害者サービス用の資料等を自館で製作している館は、都道府県、市区町村とも3割未満となっている。

(2) サービス

郵送貸出サービスに関連する発受施設の指定等について、都道府県では、「特定録音物等郵便物の発受施設指定を受けている」館、「心身障害者用ゆうメールの利用届を出している」館がいずれも6割を超えている。一方、市区町村では「特定録音物等郵便物の発受施設指定を受けている」館は3割程度にとどまっている。

サピエ図書館・国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス（以下、「視覚障害者等用データ送信サービス」という）の会員登録等について、都道府県のうち、「サピエ図書館の施設会員になっている」館は約6割、「視覚障害者等用データ送信サービスに登録している」館は約4割を占めている。一方、市区町村では、「いずれも該当なし」が約8割を占めている。

障害者サービスやその資料を利用するための利用登録を行っている図書館は、都道府県では8割半ばであるのに対し、市区町村では3割強にとどまっている。

障害者サービスの実施体制について、「実施体制がある」と回答した割合は以下の表のとおりである。

表 1.2 障害者サービスの実施体制

サービス	都道府県	市区町村
対面朗読サービス	55.3%	33.4%
点字・録音資料の郵送貸出	63.8%	34.7%
一般資料の郵送貸出	78.7%	24.3%
職員等による宅配サービス	0.0%	20.3%
施設（障害者・高齢者施設等）入所者へのサービス	23.4%	43.3%
入院患者へのサービス	19.1%	8.4%
受刑者等の矯正施設へのサービス	21.3%	1.8%
特別支援学校・学級等へのサービス	70.2%	42.5%

(3) 施設・設備

図書館に設置されている設備について、都道府県では、「バリアフリースイール」「オムツ交換台」「貸出用の車椅子」「障害者用駐車場」は、ほぼ全ての図書館で設置・整備されている。一方で、「緊急時用点滅ランプ・モニター」「ヒアリングループ（磁気誘導ループ）」等、聴覚障害者等に対する設備を設置している図書館はあまり多くない。また、「音声案内」「誘導チャイム」等、視覚障害者等への音声による支援を目的とした設備も、設置している図書館は少なかった。市区町村でも、おおむね都道府県と同様の傾向が見られる。ただし、いずれの設備も都道府県より設置率は低い。

図書館で所有している障害者サービス用の機器・支援用具について、都道府県では、「拡大鏡、老眼鏡」「拡大読書器」「音声デジタイゼーション再生機」「筆談ボード」「リーディングトラッカー、リーディングループ」を多くの図書館で所有している。一方、「点訳ソフト」等の資料製作に必要な機器を所有している館は、いずれの機器についても全体の半数以下だった。市区町村でも、おおむね都道府県と同様の傾向が見られるものの、「拡大鏡、老眼鏡」を除き、機器・支援用具の所有率は都道府県よりも大幅に低く、所有率が2割に満たないものも多い。特にデジタル機器の所有率が低い傾向にある。また、資料製作に必要な機器の所有率もおおむね1割前後と非常に低い。

(4) その他

障害者サービスに関して実施している広報活動について、都道府県では「図書館のウェブサイト」が最も多く、「ポスター・ちらし・パンフレット」「障害者サービスの利用案内」が約5割となっている。市区町村でも「図書館のウェブサイト」が最も多いが、全体的に都道府県よりも実施率が低く、特に広報活動を行っていない図書館が多いといえる。

職員研修の実施、受講状況について、都道府県では「都道府県立図書館・図書館協会・国等が開催する研修を受講」が最も多く、約6割の館で「研修を自館で実施」している。市区町村では、「都道府県立図書館・図書館協会・国等が開催する研修を受講」している館は5割以下であり、「研修受講の実績なし」も5割弱を占めている。

障害者サービスを進展するための課題や問題点等について、自由記述形式で意見を求めたところ、476館から回答があった。寄せられた意見の内容を分類したところ、特に多いのが、「職員の専門性（そのための研修等を含む）」と「ニーズ把握・周知・広報」に関する意見である。また、「予算」や「職員の配置」に関する意見も多かった。

都道府県が行っている市区町村の障害者サービスへの支援業務について、「各種問い合わせや相談への対応」は約7割で最も多く、次いで「職員向け研修の実施」約6割であった。障害者サービスに関する調査を定期的に行っている都道府県は約1割にとどまり、「過去に障害者サービス調査を実施したことがある」は約4割、「図書館全般の調査の中に障害者サービスの項目がある」は約3割となっている。

■ 【公立図書館における読書バリアフリーに関する実態調査報告書 用語解説】 ■

■ デイジー (DAISY) : Digital Accessible Information SYstem

視覚障害などで活字の読みが困難な人のために製作されるアクセシブルなデジタル図書の国際標準規格です。読みたい箇所への頭出しや再生スピードを変えることができます。

■ 音声デイジー

音声と目次情報だけでできているデイジーです。専用の機械（プレクストーク）、パソコン、タブレットなどで再生します。

■ マルチメディアデイジー

音声とテキストデータ（文字）と画像をシンクロ（同期）させて再生できるものです。パソコンやタブレット等で利用します。

■ テキストデイジー

テキストと目次情報だけでできているデイジーです。合成音声で読ませたり、点字出力したりすることもできます。

■ 点訳絵本

絵本を点字と点図を用いて点訳したものです。

■ 点字つき絵本

絵本に点字や絵をかたどった透明シールを貼ったものです。製作するものだけではなく、出版社から点字付きで出版される点字つきさわる絵本もあります。

■ テキストデータ

文字情報と最小限の制御コードのみで構成されるプレーンテキストです。

■ 大活字本

大きな活字（22 ポイント、ゴシック体で編集されることが多い）で印刷され、出版されている資料です。

■ 拡大写本

パソコンなどで製作する大きな活字の本です。利用者個々の状態に合わせた資料製作ができます。

■ 布の絵本

布の絵本は、フェルトや布を使って製作された資料です。ひもやボタンなどがつき、つけたり外したりして楽しむことができます。

■ さわる絵本

布や皮、毛糸などのさまざまな素材を使って製作された、さわって読む本、さわって楽しむ本です。出版社からいろいろなタイプのさわる絵本が刊行されています。

■LLブック

LLとは、スウェーデン語で「やさしく読める」という意味の略です。知的障害や発達障害などで読むことが困難な人のために、やさしくわかりやすい言葉や短い単語、ピクトグラム、イラスト、写真を使って表現されています。子供向けの本ではなく、対象年齢に合った内容になっています。

■障害者用字幕・手話入り映像資料

聴覚障害者用字幕は、通常の洋画の字幕とは異なり、セリフ以外の音情報も字幕にしています。

■バリアフリーDVD

字幕の他に、画像情報を音声で説明した音声解説（副音声）が入った映像資料です。

■図書館協力者

職員に代わって、音訳等の専門技術を用いて資料製作や対面朗読を行う人です。ボランティアではなく、謝金等が支払われています。

■特定録音物等郵便物の発受施設指定

郵便事業会社から特定録音物等発受施設の指定を受けることで、視覚障害者等に対し、録音物を無料で郵送することができます。

■心身障害者用ゆうメール

郵便事業会社に届け出た図書館のみに認められている制度で、重度障害者に図書・雑誌形式の資料を、通常のゆうメールの半額で送ることができるサービスです。

■聴覚障害者用ゆうパック

郵便局が指定する施設と聴覚障害者との間で発受するもので、聴覚障害者用ビデオテープなどの郵便料金について減免を受けることができるサービスです。

■対面朗読

対面朗読室などの利用者のプライバシーが守れる場所で、対面朗読者（音訳者）または職員が利用者の求める資料を読み上げるサービスです。音訳者の手配や資料の準備は図書館職員が行い、単なる部屋貸しとは異なります。

■りんごの棚

スウェーデンで生まれた「特別なニーズのある子供たちのための資料を展示した棚」で、すべての子供に読書の楽しさを知ってもらうことを目的に、点字資料、さわる絵本、録音資料など、さまざまな資料が置かれます。一般の利用者に見える場所に設置します。

■ヒアリングループ（磁気誘導ループ）

補聴器ユーザーのために、マイクの音を直接補聴器から聞けるようにしたものです。周りの音を増幅しないため、カウンターの職員との会話や、集会室等で講師の声を聞くのに有効です。

■リーディングトラッカー

ディスレクシア等の文字がうまく読めない人のために、読みたい特定の行や単語に焦点を当てて、読み進めるための読書補助具です。タイポスコープ、リーディングスリットとも呼ばれています。

■リーディングループ

リーディングトラッカーに文字を拡大する機能（ループ機能）を備えたものです。

■コミュニケーションボード

窓口でよく使う言葉を、易しい文字とピクトグラムで並べたもので、話すことが難しい障害者や外国人の方が、言葉でうまく意思や状況を伝えられない場合に、伝えたいピクトグラムを指さして相手との意思疎通をはかることができるツールです。

■拡大読書器

文字を拡大して画面に映すことができるほか、白黒反転やコントラストの調整などができる装置です。卓上型と、持ち運びのできる小型のものがあります。

■書見台

資料を机に対して一定の角度に保持できるようにした台です。

■自動ページめくり機

書籍のページを自動でめくる機器です。

■音声読書機

印刷物や手書きの文書などを読み取り、合成音声で読み上げる機器です。スキャナで読み取るタイプとカメラで映したデータを読み上げるタイプがあります。

■点字ピンディスプレイ（点字ディスプレイ）

パソコンの画面情報やいろいろな形式のデータファイルを、ピンを点字のように浮き出させて表示し、それを触って確認できる装置です。

■点字ラベラー

点字シール（テープ状）に点字を打ち出すものです。単体で動くものとパソコン等に接続して動かすものがあります。